

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

vol. 15

平成11年10月13日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願
いいたします。

「一次判定ソフトの見直し」に関する報道について

今般、「要介護認定の一次判定ソフトが介護現場の実態を反映していないとの批判を受け、在宅サービスを含めた介護データを改めて収集し、ソフトの見直しに乗り出す方針を決めた。」とする報道があったところですが、これは、12年度概算要求において、将来の見直しに備えて介護の実態を把握するための調査経費を要求していることに関する報道であり、現時点で、現在使用している一次判定用ソフトウェアの内容や認定基準をすぐに見直すというものではないので、以下の通り、情報提供いたします。

- 要介護認定の手法については、本年4月の医療保険福祉審議会における同基準制定に関する大臣諮問に対する答申において、今後の課題として「データの充実を図る」ことや「在宅介護を受けている者を対象とすることについても研究を進めるべき」との意見をいただいているところです。
- そこで、12年度の概算要求において、認定の考え方の基礎となる介護の状況に関するデータの収集にまず着手するために必要な調査の経費を要求することとしたものです。
- 施設介護及び在宅介護に関する各種のデータの収集を行うことを予定していますが、これらのデータの分析等に相当の時間を要することが考えられます。こうしたことから、現時点では、一次判定用ソフトウェアの内容や認定基準の見直しの時期は未定であり、これをすぐに行うということではありません。
- なお、同審議会においては、「今回の一次判定の考え方は概ね妥当なもの」と評価されています。

共同通信ニュース速報

厚生省は十二日までに、介護保険の要介護認定作業に使うコンピューター用の一次判定ソフトが介護現場の実態を反映していないとの批判を踏まえ、これまで考慮していなかった「在宅サービス」を含めた介護データを来年度あらためて収集し、ソフトの見直しに乗り出す方針を決めた。

現在の一次判定ソフトは、厚生省が一九九四年に老人保健施設、特別養護老人ホームで暮らす三千四百人のお年寄りを対象に、職員がどんな介護をしたかを一分刻みで調べた「一分間タイムスタディー」を基につくられている。

しかし専門家などからは（１）三千四百人では対象人数が少ないのではないか（２）施設サービスの調査結果を在宅サービスにまで適用するのは無理があるのではないか—といった問題点が指摘されている。

同省は、タイムスタディーの調査から約五年が経過し、介護技術もレベルアップしているとみられることや、介護保険が始まると、提供される介護サービスも調査当時と変わることが予想されることから、来年度あらためてタイムスタディーを実施。

施設サービスだけでなく在宅サービスの分野でも調査を行い、調査対象人数も増やしたい考えだ。

その上で、収集したデータと介護保険実施により実際に提供されたサービス内容などを分析し、ソフトを改善することになっている。

要介護認定はお年寄りにどの程度の介護が必要かを判定する作業。まず心身の状況などについて面接調査し、そのデータをコンピューター処理して一次判定、さらにその結果が妥当かどうかを医療や福祉などの専門家による会議で二次判定する。判定は「自立」「要支援」「要介護1—5」の七段階に分けられる。

[1999-10-12-15:05]

表示終了